

表2 市・県民税、国民健康保険税申告受付日程

	【西根地区】		【松尾地区】		【安代地区】	
	会場＝市役所本庁舎 3 階大会議室		会場＝松尾総合支所 3 階大会議室		会場＝田山スポーツ交流館（2 月 10 日～14 日）、安代総合支所 1 階 打合室（2 月 17 日～3 月 4 日）	
	午前 9 時～11 時	午後 1 時～3 時	午前 9 時～11 時	午後 1 時～3 時	午前 9 時～11 時	午後 1 時～3 時
2 月 4 日(火)	※ 1					
5 日(水)						
6 日(木)	駅前一区・二区	上 町・仲町				
7 日(金)	松川	下町三区・雇用促進				
10 日(月)	下町一区・二区	指定日に来られない人	※ 1		愛の山・石名坂	栗木田・杉沢
12 日(水)	北村	山子沢	柏台		苗石田・兄川	舘市・兄畑
13 日(木)	五百森	中関	温泉郷・金沢		田山上・田山下	日瀬通・平長
14 日(金)	大石平	渋川・白屋	松尾(湯沢)	中松尾(落合)	新興矢神・折壁	
16 日(日)	指定日に来られない人					
17 日(月)	山後・岡村	渋川開拓	上寄木(刈屋)	上寄木	※ 1	
18 日(火)	両沼	指定日に来られない人	時森	小屋の沢・大花森	畑 2 区(扇畑)	畑 2 区(松木田・小屋畑)
19 日(水)	寺田	上関	中松尾		畑 1 区(赤坂田)	畑 1 区(星沢・黒沢・寄木)
20 日(木)	荒木田・舘沢	川原目	南寄木(立石)	畑	細野	豊畑
21 日(金)	帷子	野口	寄木新田		浅沢第 1	
24 日(月)	土沢・若谷地	寺田新田	南寄木(関口)	南寄木(鹿野)	浅沢第 2	曲田横間
25 日(火)	間羽松	舘腰	南寄木(中郡)		五日市 3 区	五日市 4 区
26 日(水)	町組	指定日に来られない人	北寄木		五日市 2 区	五日市 1 区
27 日(木)	中平笠・下平笠	南平笠	中沢	野駄(森子)	荒屋	
28 日(金)	薬師	高宮	上野駄(山道)		秋葉	
3 月 1 日(土)	指定日に来られない人					
3 日(月)	中村	上平笠	上野駄(向村)	野駄(上村)	荒屋新町	
4 日(火)	堀切・山崎	東	松尾(谷地中)		新町中央	
5 日(水)	共新・大泉	わし森・駅前	野駄(田中)			
6 日(木)	大久保・小福田	松久保	安比高原・前森		※ 1 給与収入のみの人、年金収入のみの人、給与および年金収入のみの人を受け付けます。 ▶表の斜線部分は、会場準備などのため、受け付けできません。指定日の申告にご協力をお願いします。 ▶期間後半になるにつれ、大変混み合います。指定日に都合が悪い人や還付申告の人は、早めにお越しく下さい。	
7 日(金)	笹目・花沢	指定日に来られない人				
10 日(月)	指定日に来られない人					
11 日(火)						
12 日(水)						
13 日(木)						
14 日(金)						

盛岡税務署からのお知らせ

盛岡税務署の平成25年分申告書作成会場が、次のとおり開設されます。

所得税(譲渡所得を含む)、消費税、贈与税の申告が必要な方はご利用ください。

■開設期間 2 月 3 日(月)から 3 月 17 日(月)

※ 2 月 23 日(日)と 3 月 2 日(日)以外の土・日曜日、祝日は休み

■開設時間 午前 9 時から午後 4 時まで

■場所 アイーナ(盛岡駅西口)

※盛岡税務署には、申告書作成会場を設置していませんので、アイーナのご利用をお願いします。

国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)で、確定申告書(所得税・消費税・贈与税)、青色決算書、収支内訳書の作成ができます。また、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用するとさらに便利です。

詳しくは、盛岡税務署(☎019-622-6141)まで。

「記帳・帳簿等の保存制度」対象者が拡大

個人の白色申告者のうち、事業所得、不動産所得または山林所得の合計額が300万円を超える人に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、平成26年 1 月から、これらの所得を生ずべき事業を行う全ての人について必要となりました。

2月から申告受付 準備はお早めに

2 月 4 日から 3 月 14 日まで、市・県民税(国民健康保険税)の申告受付を行います。期間の後半は大変混み合います。できるだけそれぞれの指定日に申告をお願いします。

■税の申告はなぜ必要?

市は、正確で公平な課税をするために、対象となる全ての人の所得状況を把握し、確定しなければなりません。申告をしないと、国民健康保険税の軽減などが受けられず、所得証明書の発行もできません。

また、所得を要件とする給付が受けられないなどの不利益が生じる場合があります。期限内に申告を済ませましょう。

■申告が必要な人

平成 26 年 1 月 1 日現在、市内に住所または住居がある人は、全員申告が必要です。

ただし、次のいずれかに該当する人は、申告の必要はありません。

- ① 税務署に平成 25 年分の確定申告書を提出した人
- ② 給与所得の年末調整が済んでいて、ほかに収入のない人
- ③ 収入が公的年金のみで、受給額が 1 4 8 万円以下(65 歳未満の人は 98 万円以下)の人
- ④ 収入が無く、家族の年末調整や申告で扶養親族になっている人

市で申告を受け付けられない人

平成 25 年分の申告受付から、次に該当する収入・所得のある人については、税務署で申告していただくことになりましたので、ご注意ください(盛岡税務署での申告は左ページ下部を参照)。

- ① 株式会社などに関係する収入がある人(配当、譲渡など)
 - ② 国や県、市町村の公共事業用に土地などを売った人で、その金額が 100 万円を超える人(土地などの取用の収入がある人)
 - ③ 住宅借入金等特別控除を新たに受ける人(初年度の人)
- これらの収入・所得は所得税に関わる内容であり、算定も複雑なため、今回から受け付けできません。お手数をおかけしますが、ご了承ください。

なお、青色申告、消費税、贈与税の申告についても、これまでと同様、受け付けできません。

土・日曜日の申告受付を行います

仕事などの都合で指定日時に会場で申告できない人のために、次の日程で申告受付を行います。昨年まで実施していた水曜日の夜間申告受付は行いませんので、ご注意ください。

◆実施日 2 月 16 日(日)、3 月 1 日(土)の 2 日間

◆受付時間 午前 9 時から 11 時、午後 1 時から 3 時まで

◆場所 市役所本庁舎 3 階大会議室

表 1 申告に必要なもの

必ず持ってくるもの		・申告者の認め印 ・口座振替納税や口座振込による還付を希望する人は、本人の預金通帳などと通帳印 ・申告書(税務署から確定申告書用紙が送付されている場合)
所得区分ごとに必要な書類		・給与・年金所得がある人＝源泉徴収票を全部(原本) ・事業所得の人＝収入・経費が分かる書類 ※ 1 月上旬に各世帯に配布した「市・県民税(国民健康保険税)の手引き」を参照
所得控除に必要な書類	生命・地震保険料控除	・それぞれの控除証明書
	社会保険料控除	・社会保険料(健康保険任意継続保険料・介護保険など)の納付証明書または領収書 ・国民年金保険料の控除証明書または領収書
	住宅借入金等特別控除	・住宅借入金年末残高証明書 ・源泉徴収票(給与所得がある人) ※ 2 年目以降のみ受け付け ・平成 25 年分住宅借入金等特別控除申告書
	医療費控除	・病院などの領収書 ・高額療養費や医療費助成、保険金などの受け取り額の分かる書類
	障害者控除	・障害者手帳または障害者控除対象者認定書(健康福祉課で 1 月下旬から申請受付)

※申告書、収支内訳書などは、1 月下旬から市役所企画総務部税務課、各総合支所地域振興課窓口に備え付けています。

農業委員会が各地区で 相談など受け付けます



豪雨や台風で農地を被災された方などをご相談ください

市農業委員会では、地区移動相談会を次のとおり開催します。

■移動相談会の日時など

日 時	場 所	対象地区
1月30日(木)、午前10時から午後3時まで	安代総合支所 1 階 打合室	安代
1月31日(金)、午前10時から午後3時まで	西根地区市民センター 1 階展示室	西根・松尾

当日は、地区農業委員や農業委員会事務局職員が出席し、「農地や農業者年金に関すること」などの相談および農業に関する意見交換などを行いますので、お気軽においでください。

詳しくは、市役所農業委員会事務局(☎・内線1283)まで。

26年度の市臨時職員の 登録者募集しています

市は、平成26年度臨時職員の登録者を次のとおり募集しています。

■募集職種と主な業務

- ▶事務補助員＝事務全般(補助的なもの)
- ▶労務作業員＝用務員(施設用務員、学校用務員)、清掃員、運転手など
- ▶牧野看視人＝市営牧野の看視、管理など
- ▶保育士＝保育所での保育業務
- ▶調理補助員＝保育所での調理補助
- ▶除雪作業運転手＝除雪車両の運転
- ▶看護師および看護補助員＝西根病院での看護および看護補助業務
- ▶病院窓口事務等補助員＝西根病院での外来補助業務

■応募資格 26年4月1日現在、18歳以上の人で、健康な人

なお、次に示す資格・経験のある人は、優遇の

医療保険と介護保険の 自己負担を軽減します

市は、1年間の医療保険と介護保険の両制度の自己負担額を合計し、基準を超えた金額を支給します。これは、医療保険と介護保険の両方の自己負担がある世帯の負担軽減を図るために行うものです。対象者には、申請書をお送りします。

なお、計算の上、支給額が500円以下の場合は支給になりませんので、ご了承願います。

■支給要件 25年7月31日現在加入している医療保険の世帯単位で、24年8月から25年7月までの間に医療保険と介護保険の両方の自己負担額が基準額を超えている世帯

■算定基準額(25年7月31日現在で国民健康保険や後期高齢者医療と、介護保険の自己負担合算限度額)

所得区分	69歳以下	70歳以上
上位所得者世帯	126万円	67万円
一般世帯	67万円	56万円
住民税非課税世帯	34万円	31万円
住民税非課税世帯のうち、世帯員の合計所得が一定基準以下の世帯	34万円	19万円

詳しくは、市役所市民課国保年金係(☎・内線1132、1135)まで。

●詳しくは
市役所総務課行政係(☎・内線1225)

対象になります。ただし、除雪作業運転手、看護師については、有資格者のみ募集します。

- ▶労務作業員＝普通自動車免許
- ▶牧野看視人＝大型特殊免許、家畜人工授精師
- ▶保育士＝保育士免許・幼稚園教諭免許
- ▶調理補助員＝調理師免許
- ▶除雪作業運転手＝大型特殊免許、車両系建設機械技能講習修了【必須】
- ▶看護師＝看護師(准看護師)免許【必須】
- ▶看護補助員＝看護補助業務経験者
- ▶病院窓口事務等補助員＝病院勤務経験者

■雇用期間・形態 臨時職員6カ月以内。勤務日、勤務時間などは職種によって異なります。

■応募方法 市役所本庁2階総務課、各総合支所地域振興課で配付する履歴書に必要事項を記入して、総務課へ提出してください(郵送可)。

■申込期限 2月5日(水) ※当日消印有効

2カ所の市有地を売却 現地説明会も行います

市は、一般競争入札で次の市有地を売却します。

■売却する土地

①旧・盛岡消防署松尾分署跡地

所在地	八幡平市野駄第18地割113番2
現況地目	宅地
面積(実測)	796.47平方メートル
都市計画区域	区域外
用途地域	指定なし
建ぺい率	指定なし
容積率	指定なし
最低売却価格	6,533,000円

※現況地目での売り払いとなります。

②旧・舘市自治会集会所

所在地	八幡平市舘市21番2
現況地目	宅地
面積(実測)	256.95平方メートル
都市計画区域	区域外
用途地域	指定なし
建ぺい率	指定なし
容積率	指定なし
最低売却価格	188,000円

※現況(建物付き)での売り払いとなります。

■現地説明会の日時

①1月30日(木)、午前10時から

②1月30日(木)、午後2時から

※場所は、両方とも売り払い物件現地です。

■入札参加申込期限 2月7日(金)、午後5時

■申込先 総務課契約管財係

■入札日時

①2月13日(木)、午前10時

1月15日から21日まで「防災とボランティア週間」 八幡平消防署では講習会や防災用品展示会を開催

毎年1月15日から21日までの7日間は、阪神・淡路大震災を教訓として、「防災とボランティア週間」と定められています。

八幡平消防署では、皆さんからの要請に応じ、防災に関する講話や講習会を行っていますの

で、ご相談ください。また、消防署内には、常時、防災用品を展示しており、自由に見学できますので、お気軽にお越しください。

詳しくは、八幡平消防署(☎76-2119)まで。

●詳しくは
総務課契約管財係(☎・内線1232)



②2月13日(木)、午前11時

■入札会場 西根地区市民センター 2 階大集会室

■資料請求・申込方法

▶入札に参加を希望される方は、事前に所定の書類での申し込みが必要です。

▶資料・申し込み書類は、上記担当係で配布します。また、現地説明会でも配布するほか、郵送もしますので、お問い合わせください。



防災用品を見学してみませんか
(昨年1月13日の啓発活動)